

告 示

埼玉県告示第三百五号

測量計画機関である埼玉県大里農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

埼玉県大里農林振興センター

二 作業種類

公共測量（基準点測量、確定測量）

三 作業地域

深谷市江原地内

四 作業期間

令和元年八月一日から令和二年三月二十七日まで